

## 国際租税法第10回特別講義の補足

2012年6月13日

増井良啓

今日は質疑応答の時間を十分にとれなかったので、教科書との対応関係を中心に、いくつか補足しておきます。

1. スライド2頁上の議論は、教科書6頁に対応します。
2. スライド2頁下の consolidation (連結納税) については、多くの文献がありますが、たとえば、増井良啓『結合企業課税の理論』(東京大学出版会, 2002年), 増井良啓「比較法からみた日本の連結納税制度——ある国際共同研究の報告」ジュリスト1280号126頁(2004年)。
3. スライド3頁下の図で、子会社所在地国, 親会社所在地国, 個人株主の居住地国, という3国の課税が関係する点は、これまでの授業の延長からすんなり理解できたことと思います。

4. スライド4頁の言葉遣いは、教科書とは次のように対応します。

**Exoneration** または **Exemption** 国外所得免除 (教科書142頁)

**Credit** または **imputation** 外国税額控除 (教科書141頁)

**Deduction** 外国税額の損金算入 (教科書145頁)

5. スライド5頁上のグラフで、**Imputation** 1の緑のスライス、**Exemption** の緑のスライスと同じ大きさ(70)でなければなりません。口頭で訂正されていました。

6. スライド5頁下は、6月6日の授業でやった練習問題と同じ発想です。つまり、子会社と支店、配当とキャピタル・ゲイン、株式と負債、という区別が税制上存在する点が、ポイントです。このスライドで新しい要素は、支店が利益をかせぐ場合と損失を計上する場合との区別です。なお、スライド6頁から12頁は、この区別をより具体的に展開する形になっていますが、時間の都合で、一部のみ講演されました。

7. 親子会社間配当については、講演中時間をとって特にコメントしたように、[EU域内では親子会社指令 \(Parent Subsidiary Directive\) がある](#)ことに、注意しておきましょう。これは教科書には出てきませんが、日本の外国子会社配当益金不算入制度と比較してみると、イメージがわくはずです。

8. スライド8頁下で、負債利子費用の控除に触れる部分は、教科書コラム7-6に対応します。

9. スライド9頁下は、いわゆるCFC税制、日本流にいうと外国子会社合算税制のことです(教科書183頁)。

10. スライド11頁下は、子会社株式の譲渡損益の扱いについて議論していて、教科書コラム7-7に対応します。

11. スライド13頁上の言葉は、次のものに対応します(教科書168頁)。

**separate undertaking**→独立当事者間基準 **arm's length standard**

**unitary taxation**→定式分配法 **formulary apportionment**

12. CCTBについて知りたい方は、[増井良啓「法人税制の国際的側面に関する覚書」税研160号30頁\(2012年\)](#)をご覧ください。